

テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰「輝くテレワーク賞」
認定マーク使用要領

厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課

(目的)

第1条 この要領は、テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰「輝くテレワーク賞」（以下「輝くテレワーク賞」という。）の認定マーク（以下「認定マーク」という。）の使用等により、同表彰を受けた企業（以下「表彰企業」という。）が、テレワークの導入・定着に積極的に取り組む企業として認知度をより一層向上させることを目指すとともに、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着促進を目的とした認定マークの適正使用のため、必要な事項を定めたものである。

(認定マークの図柄)

第2条 認定マークのデザイン及び配色は、別紙のとおりとする。ただし、フルカラー表記とすることが不適當な場合にあつては、モノクロ表記も可能とする。

2 認定マーク使用者（次条第2項において定義する者をいう。）は、認定マークの上部に認定を取得した年を付記するものとする。

(使用できる者等)

第3条 表彰企業は、別紙のとおり、認定マークの上部王冠内に輝くテレワーク賞を受賞した年を記載した上で、当該認定マークを使用することができる。

2 厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課長（以下「在宅労働課長」という。）は、表彰企業であつて認定マークを使用する者（以下「認定マーク使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、当該認定マーク使用者に対し、その使用を禁止することができ、認定マーク使用者はこれに応じなければならない。

- (1) 輝くテレワーク賞の受賞日の属する月以降、その雇用する労働者（短時間労働者を除く。以下同じ。）一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数が45時間以上となった場合
- (2) 輝くテレワーク賞の受賞日の属する月以降、その雇用する労働者について、受賞企業が締結する時間外・休日労働に関する労使協定に定める起算日から1年間の期間において、1か月当たりの法定時間外労働時間が60時間以上の者が生じた場合
- (3) 輝くテレワーク賞の受賞日以降、労働関係法令及びその他関係法令に重大な違反があつた場合
- (4) 輝くテレワーク賞の審査対象の事実と真実と異なる点があつたことが判明した場合
- (5) 認定マークについて、法令、公序良俗若しくは本要領に反する使用、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動への使用その他不適當な使用をした場合
- (6) 前号各号に掲げる他、認定マーク使用者に認定マークを使用させることが著しく不適當であると厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課が判断した場合

3 認定マーク使用者は、前項各号のいずれかに該当する事実を認知した場合には、在宅労働課長に対し、当該事実について報告するものとする。

(使用の管理等)

第4条 在宅労働課長は、認定マーク使用者に対し、認定マークの使用状況その他在宅労働課長が求めた事項の報告及び認定マークを使用した資料、物品等の提出を求めることができる。

2 前項の求めに際し、物品等の提出が著しく困難である場合、在宅労働課長の承認を得て、物品等の写真を提出することができるものとする。

(権利)

第5条 認定マークに関する一切の権利は厚生労働省に帰属する。

2 表彰企業は、第三者（表彰企業の子会社及び関連会社を含む。以下同じ。）に認定マークを使用させることはできず、この要領上の地位又はこの要領に基づく権利若しくは義務について、第三者に対して譲渡、承継、貸与その他一切の処分をすることはできない。

(事故、苦情等の処理)

第6条 認定マークの使用に起因又は関連する事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、認定マーク使用者は、その旨を速やかに在宅労働課長に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、厚生労働省は、認定マーク使用者及び第三者に生じたあらゆる損害について、債務不履行責任、不法行為責任その他の請求原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとする。

2 厚生労働省は、認定マークの使用禁止や認定マークに係る制度の廃止に起因又は関連して認定マーク使用者及び第三者に生じたあらゆる損害について、債務不履行責任、不法行為責任その他の請求原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとする。

(要領の改定)

第7条 この要領は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

(管轄)

第8条 この要領に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

附 則

この要領は令和5年10月19日から施行する。

認定マーク

フルカラー
優秀賞



CMYK c:10 m:50 y:100 k:30
RGB R:165 G:108 B:36

モノクロ
優秀賞



CMYK c:00 m:00 y:00 k:100
RGB R:00 G:00 B:00

フルカラー
特別奨励賞



CMYK c:30 m:00 y:00 k:65
RGB R:90 G:112 B:123

モノクロ
特別奨励賞



CMYK c:00 m:00 y:00 k:100
RGB R:00 G:00 B:00